11月は不法投棄撲滅月間です

不法投棄をしない！させない！ゆるさない！

問 環境防災課 ☎84－0314

神奈川県では市町村、県民、事業者などと一体となって、さまざまな不法投棄対策を推進しており、毎年11月を「不法投棄撲滅強化月間」として不法投棄監視パトロールなど（夜間含む）の事業を集中的に展開しています。

○開成町の不法投棄の現状

開成町では昨年1年間で町が処分した不法投棄は26箇所の場所で29品目あり、品目の内訳は家電製品、布団が多く、総重量は302キログラムありました。開成町の特徴は各地区のごみステーションへの不法投棄が非常に多く、26箇所の内13箇所がごみステーションとなっています。

ごみステーションへの不法投棄には、町民カレンダーどおりの分別、出し方、時間が守られていれば問題にならないケースが多くあります。

ごみステーションへ不法投棄された現場

事業系収集袋での不法投棄物

○町の不法投棄対策

町では各自治会の推薦により選出された環境美化推進協議会委員などのみなさんのご協力により、日々、不法投棄の撲滅に取り組んでいます。

①環境美化推進協議会委員による地域のパトロールを実施し、行政と情報を共有しています。

②不法投棄を発見したら、環境美化推進協議会委員や収集委託業者、町が排出した者へ回収を促す啓発シールを貼り付けます。

③不法投棄禁止啓発看板を設置しています。

④防犯カメラ・センサーライトの設置をしています。

※啓発シールを貼り付けた後、一週間程度、放置して、廃棄者への自主回収を促します。その後は自治会内で分別していただいています。また、自治会内での分別が困難な廃棄物は町で回収を行っています。

不法投棄禁止啓発看板

○不法投棄ができない環境づくり

平成21年7月に施行した「開成町きれいなまちをつくる条例」でも土地の所有者へ不法投棄されないよう土地の適正な管理をお願いしています。不法投棄された廃棄物の処理は、土地所有者（管理者）が行うことになります。不法投棄を未然に防ぐよう自己の所有地の十分な管理をお願いします。

○不法投棄は非常に重い犯罪です

ごみステーションはもちろん、山林、河川、道路、公園、民有地などにみだりに廃棄物を捨てることは、法律で禁止されています。不法投棄は犯罪であり、5年以下の懲役又は1、000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

○守ろう！ごみ出しルール

①決められた種類ごとに分別してください。

②決められた日に出してください。

③分別を徹底してください。

出す前にもう一度、町民カレンダーで確認してください。出し方が分からない場合には、環境防災課へ確認してください。

平成22年度 開成町の 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

問 財務課 ☎84－0322

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全性を判断するための指標（健全化判断比率）と、公営企業会計ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）について、平成22年度決算における状況をお知らせします。

平成22年度決算に基づく開成町における健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

1 平成22年度決算に基づく健全化判断比率【表1】

【単位：%】

	開成町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	11.2 （平成21年度 12.6%）	25.0	35.0
将来負担比率	109.3 （平成21年度 105.4%）	350.0	

備考 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「—」で表示

2 平成22年度決算に基づく公営企業の資金不足比率【表2】

【単位：%】

特別会計の名称	開成町の比率	経営健全化基準
開成町下水道事業特別会計	—	20.0
開成町水道事業会計	—	

備考 資金不足比率が算定されない場合は「—」で表示

比率の説明

※1 実質赤字比率
一般会計等（開成町の場合は、給食事業特別会計含む）の実質的な赤字の標準財政規模に対する比率

※2 連結実質赤字比率
全会計を合算し全体としての実質的な赤字の標準財政規模に対する比率

※3 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

※4 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

基準の説明

健全化判断比率の各指標が早期健全化基準、財政再生基準以上になった場合や資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、町に対して次のような内容が義務付けられ、行政運営が制限されます。

早期健全化基準以上になると
財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の請求が義務付けられます。

財政再生基準以上になると
財政再生計画の策定・公表が義務付けられ、計画に対する国の同意手続きが必要となり、地方債の発行も制限されます。

経営健全化基準以上となると
経営健全化計画を公営企業ごとに策定しなければなりません。

～開成町の状況～

平成22年度決算における開成町の各指標は、すべての指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）において【表1】と【表2】からわかるように（ ）内の早期健全化基準及び経営健全化基準を十分にクリアしています。平成23年度以降も各指標の比率を維持しながら財政運営をしていく必要があります。